

市政情報

Ⅰ 八幡平市の地域安全

防災安全課

八幡平市の地域安全

1 交通事故の発生状況等

防災安全課

本市では、令和4年度に「第9次八幡平市交通安全計画」を策定し、市交通安全協会、市交通安全母の会、市交通指導隊及び岩手警察署など関係機関・団体と連携し、交通安全対策に取り組んでいます。

【交通事故件数、飲酒運転の検挙者数】

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	目標値
発生件数	33件	35件	25件	13件	19件	20件
死者数	4人	0人	4人	0人	1人	0人
負傷者数	38人	41人	33人	14人	31人	
重傷者数	8人	5人	8人	3人	6人	2人
飲酒運転 検挙者数	3人	3人	1人	9人	5人	

※ 目標値は市交通安全計画及び市総合計画に掲げている数値

八幡平市の地域安全

2 運転免許（保有者、返納）

防災安全課

本市では、令和5年度から75歳以上の運転免許返納者に対して、タクシー券（10,000円分）、コミュニティバス利用券（回数券10,200円分）を支給しています。

【運転免許保有人口及び免許返納者数】

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
免許人口	17,495人	17,234人	17,005人	16,801人	16,669人
うち65歳以上	5,547人	5,695人	5,807人	5,934人	6,066人
高齢化率	31.71%	33.05%	34.15%	35.30%	36.30%
返納者数	64人	90人	63人	73人	70人
うち65歳以上	61人	86人	62人	68人	65人

八幡平市の地域安全

3 刑法犯罪の発生状況等

防災安全課

本市における刑法犯罪は、低い水準で推移していますが、令和4年には被害額13万円の特殊詐欺事案が発生しています。

【刑法犯罪の発生件数】

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	目標値
発生件数	69件	54件	28件	37件	48件	30件
発生件数（岩手警察署管内）	92件	74件	46件	68件	72件	

※ 目標値は市総合計画に掲げている数値

八幡平市の地域安全

4 交通指導隊・防犯隊

防災安全課

【交通指導隊】

- 設置規則 第1条 交通事故防止を図るため交通指導員を設置する。
- 第2条 市長の命を受け、交通事故防止のため必要な指導及び交通安全思想の普及に努める。
- 第4条 定数は42人以内

【防犯隊】

- 設置規則 第1条 犯罪や事故のない明るい地域社会づくりを推進するため、防犯隊員を設置する。
- 第2条 市長の命を受け、警察機関及び防犯組織等と連携を図り、犯罪等の未然防止のために地域の安全活動の指導及び地域安全思想の普及に努める。
- 第4条 定数は48人以内

区分	隊員数	充足率	男性	女性	任期
交通指導隊	33人	78.57%	23人	10人	令和6年3月31日まで
防犯隊	44人	91.67%	44人	0人	

八幡平市の地域安全

5 空家の現況

防災安全課

本市では、平成27年に制定された空家対策特別措置法に基づき、空家の適正管理に関して、積極的に取り組んでいます。

【空家件数】

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
空家数	607件	608件	610件	610件	632件
特定空家候補	件	125件	118件	121件	112件
特定空家			3件	5件	6件

※ 令和3年から4年の空家増加は、五日市振興協議会の空家自主点検によるもの

【特定空家】 特に危険性が高いと市が認定し、強く解体撤去を所有者等に指導しているもの

- ① そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③ 適切な管理が行われていないことにより景観を損なっている状態
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

【特定空家候補】 周囲に危険を及ぼす可能性がある建物

八幡平市の地域安全

5 空家解体助成

防災安全課

本市では、令和5年度から助成制度を創設し、空家の解体推進を図っています。

【八幡平市老朽空家等解体工事費補助金】 補助上限額100万円、対象となる工事費の3分の2

1 対象となる空き家

次の要件を全て満たす住宅

- (1) 市内に存する個人が所有する住宅
- (2) 居住その他の使用がされていない期間が1年以上である住宅
- (3) 専用住宅又は、併用住宅（床面積の2分の1が居住用であるもの）
- (4) 昭和58年5月31日以前に竣工した住宅（昭和58年6月1日以後に増改築を行ったものを含む）
- (5) 老朽度判定基準（裏面）による評点の合計が100点以上の住宅

ただし、次に該当する住宅は補助対象としない。

- (1) 公共事業による移転、建替え等の補償の対象となっている住宅
- (2) 賃貸の事業に使用した住宅

2 対象者

次の要件を全て満たす方

- (1) 登記簿（未登記の場合は、家屋補充課税台帳）に記載されている所有者又はその相続人である方
- (2) 補助対象者の世帯員全員に納期の到来している市税の滞納がない方
- (3) この補助金の交付を受けていない方で、この補助金を受けた世帯員がいない方
- (4) 抵当権者及び全ての権利者から解体撤去工事についての同意を得ている方
- (5) 複数人の共有である場合は、当該共有者全員から住宅の解体撤去工事についての同意を得ている方

3 対象となる工事

次の要件を全て満たす工事

- (1) 空き家の全部を解体撤去する工事
- (2) 年度内に完了する工事
- (3) 建設業法及びリサイクル法による登録を受けた業者が行う工事
- (4) 他の補助制度による補助金を受けない（受けていない）工事



八幡平市の地域安全

6 空家活用助成

防災安全課

本市では、令和5年度から助成制度を創設し、空家の活用を図っています。

【八幡平市空家等活用事業費補助金】 補助上限額100万円、対象となる工事費の3分の2

1 補助対象事業

次の要件を全て満たす事業

(1) 空き家を活用する地域交流の活性化、地域コミュニティの再生、地域課題の解決を目的とする事業

(例) 地域の方が集うスペース、コミュニティカフェ、自治会の防災倉庫

(2) 空き家を活用した活動が継続的に行われ、おおむね10年間維持できる見込みがある事業

(3) 空き家の活用事例として公表できる事業

(注意) 個人が居住するための住宅、営利事業のための場所、私的な活動の場所などに空き家を活用しようとする事業は、この補助制度の対象にならない

2 対象となる空き家

次の要件を全て満たす空き家

(1) 市内に存する個人が所有する空き家

(2) 居住その他の使用がされていない期間が1年以上である空き家

(3) 専用住宅又は、併用住宅（床面積の2分の1が居住用であるもの）

3 対象団体

次の要件を全て満たす団体

(1) 市内において、公共的、公益的な活動を行っている団体

(2) 5人以上の構成員を有し、規約、役員等を定めている団体

(3) 所在地が市内である団体

(4) 代表者及び役員に税の未納がない団体

4 対象となる改修費

(1) 台所、洗面台又は便所の改修工事に要する経費

(2) 給排水、電気又はガス設備の改修工事に要する経費

(3) 屋根又は外壁等の外装の改修工事に要する経費

(4) 壁紙の張替え等の内装の改修工事に要する経費

(5) 増改築工事に要する経費

(6) 耐震補強工事に要する経費

(7) その他市長が適当と認める費用



八幡平市の地域安全

7 空家に関する協定①

防災安全課

本市では、空家対策を推進するため各種団体等と協定を結び、サービスの拡充を図っています。

(1) 八幡平市における空家等の対策に関する協定（平成30年12月26日）

相手方：岩手県司法書士会

岩手県土地家屋調査士会

一般社団法人岩手県宅地建物取引業協会

一般社団法人岩手県建築士会盛岡支部八幡平分会

内容：空家の管理や相続問題などについて、各団体の専門知識を活かし助言をいただく→市が年2回開催している「空家相談会」に、内容に応じて相談員を派遣いただいている。

(2) 八幡平市空き家情報誌の官民協働発行に関する協定 (令和元年度から)

相手方：株式会社ジチタイアド

内容：広告収入を原資に、市が取り組んでいる空家対策に関する情報誌「マチレット」を作成する。



八幡平市の地域安全

7 空家に関する協定②

防災安全課

本市では、空家対策を推進するため各種団体等と協定を結び、サービスの拡充を図っています。

(3) 八幡平市空家等解消に向けた官民連携に関する協定（令和4年9月15日）

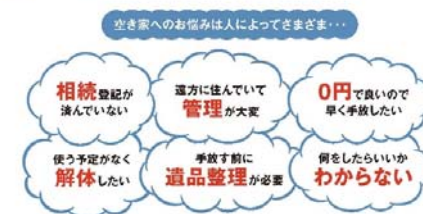
相手方：株式会社ジチタイアド

内容：空き家に関する相談窓口（相談無料）、空き家等所有者と遺品整理、草木の伐採、解体など空き家の管理・除却等を実施する業者とのマッチング、空き家・空き地の0円譲渡マッチング

(4) 八幡平市空き家除却促進に係る連携協定（令和5年4月5日）

相手方：株式会社クラッソーネ

内容：空き家の解体工事に要する経費を無料で積算するなどのノウハウの提供



akisol(アキソル)では、あなた専任の空き家アドバイザーがお悩みを解決までサポートします

八幡平市の地域安全

8 空家等維持管理サービス事業者

防災安全課

本市では、自分で空家を管理できないという方のために、空家等維持管理サービス事業者という制度を設けています。現在、6事業者が登録しています。

事業者名	所在	電話番号	内外点検	換気通水	除草剪定	小破修繕	家財処分
株式会社 高橋板金	松尾寄木 13-142	78-2174	○	○	○	○	
八幡平市 シルバー人材センター	田頭39-86-2	68-7847	○		○	○	
株式会社 高福組	柏台一丁目1-1	78-2208			○	○	
有限会社 藤建築工務店	大更18-141-3	76-2079	○	○	○	○	
株式会社 菅文	大更18-308	76-3222	○		○	○	
株式会社 みちのく	柏台一丁目19-1	78-8715	○	○	○	○	○ ₁

市政情報

II 八幡平市の消防防災

防災安全課

八幡平市の消防防災

1 常備消防

本市を所管する盛岡地区広域消防組合は、市内に1消防署2出張所を設置しています。
 八幡平消防署23人、松尾出張所15人、安代出張所21人の合計59人体制で火災予防の他、
 火災、救急、救助などの災害等に対応しています。

【火災件数、救急出動】

年度	火災件数	救急出動
令和4年	13件	1,357回
令和3年	7件	1,239回
令和2年	8件	1,287回
令和元年	16件	1,379回
平成30年	4件	1,329回

【消防署の車両配置状況】

署、所	種別	配置年月
消防署	指揮車	H26.12
	水槽付ポンプ車	H29.2
	高規格救急車	H25.12
	作業車	H19.9
松尾出張所	水槽付ポンプ車	H15.2 (R5更新)
	高規格救急車	H29.11
	広報車	H27.11
安代出張所	水槽付ポンプ車	H28.2
	高規格救急車	H26.11
	広報車	H22.3

八幡平市の消防防災

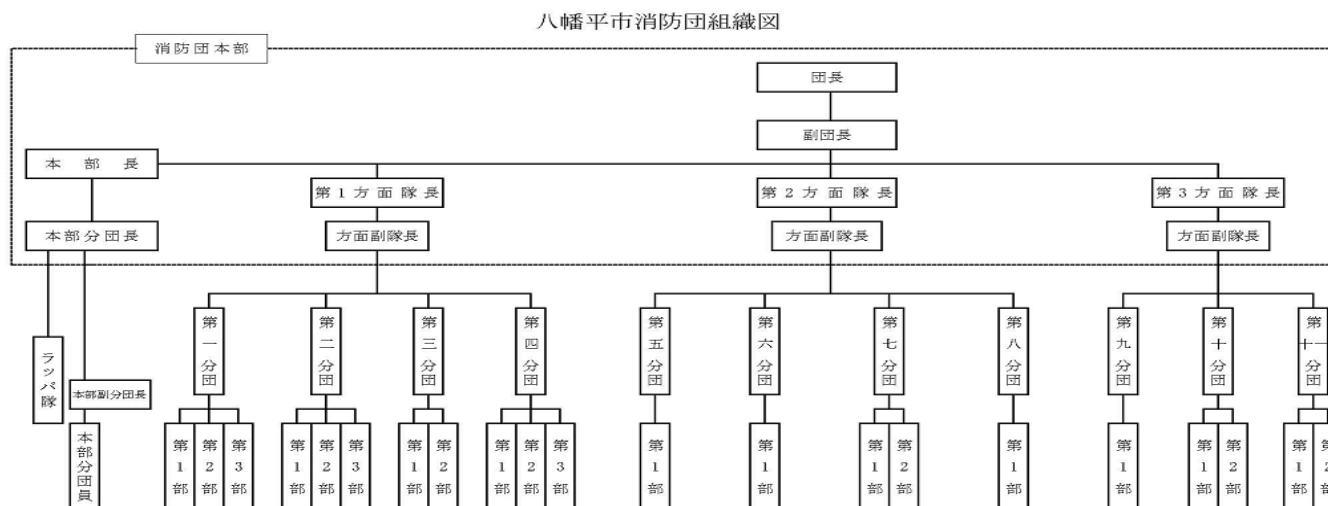
2 非常備消防（消防団）の組織

本市の非常備消防（消防団）は令和2年4月に組織再編を行い、旧3町村を方面隊と称する3方面隊12分団（ラッパ隊を含む）体制で活動しています。

条例定員は840人で、令和4年10月現在の団員数は機能別消防団員125人を含め764人です。女性団員は31人、市町村職員は95人が消防団員として活動しています。

【消防団員構成：階級別】

団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計	定員
1人	5人	33人	人	人	人	人	764人	840人



八幡平市の消防防災

3 非常備消防（消防団）の処遇

令和3年4月に消防庁が「消防団員の報酬等の基準の制定等」を通知を発出し、消防団員の処遇改善を行うよう指導を行いました。本市でもこの通知を受け、令和4年度から報酬・手当の見直しています。

【消防団員年額報酬】

団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
160,000円	107,500円	94,300円	67,500円	57,400円	41,000円	36,500

出動手当	区分	支給単位	金額	備考
	出動	4時間以下/回	4,000円	水火災、地震等の災害に出動した場合
		4時間超/回	8,000円	
	警戒	4時間以下/回	4,000円	警戒のため出動した場合
		4時間超/回	8,000円	
	訓練	4時間以下/回	2,000円	訓練のため出動した場合
		4時間超/回	4,000円	
	予防活動	4時間以下/回	2,000円	予防活動、機械器具点検等のため出動した場合
		4時間超/回	4,000円	

八幡平市の消防防災

4 消防設備等

防災安全課

消防活動を行ううえで、消火栓等の消防設備、消防車両などは大きなウエイトを占めるものとなります。常備消防、非常備消防、市が協力し、適正な維持管理と運用に努めています。

消防設備等

区分	西根地区 (4分団)	松尾地区 (4分団)	安代地区 (3分団)	合計
消防署	1消防署	1出張所	1出張所	3署所
消防屯所等	39箇所	15箇所	15箇所	69箇所
消火栓	161基	173基	175基	579基
防火水槽	148基	64基	110基	322基
ポンプ車	10台 (うち水槽付き2台)	9台	9台 (うち水槽付き1台)	28台 (うち水槽付き3台)
積載車	16台	4台	10台	31台

八幡平市の消防防災

5 災害対策（避難指示基準）

防災安全課

国は令和3年5月に「避難勧告等に関するガイドライン」を改定しています。

区分	警戒レベル1	警戒レベル2	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5
発出者	気象庁		八幡平市		
避難指示の名称	早期注意情報	大雨・洪水注意報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
避難行動の概要	災害への心構えを高めましょう。	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	避難に時間を要する人（高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。 その他の人は、避難の準備を整えましょう。	すぐに避難先へ避難しましょう。 市が指定する避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。


八幡平市の消防防災

6 災害対策（防災マップの概要）

防災安全課

市では令和3年度に「防災マップ」を改訂しています。防災マップには、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、避難所や防災情報を掲載しています。

保存版



八幡平市 防災マップ

<避難情報の5段階警戒レベル>

詳細は2ページへ掲載

レベル 5 緊急安全確保 直ちに安全確保

レベル 4 避難指示 危険な場所から全員避難

レベル 3 高齢者等避難 危険な場所から高齢者等は避難

レベル 2 気象注意報 避難行動の確認を

レベル 1 早期注意情報 災害への心構えを

自らの命を自らが守るために！

土砂ハザード情報

土砂災害警戒情報が発表されていなくても、不慮と異なる状況「土砂災害の前兆」に気付いた場合には、市役所（電話：74-2111）へ連絡するとともに、直ちに近隣の人と安全な場所へ避難してください。自らが危険箇所・避難場所・避難経路を確認しておくことも重要です。

土砂災害の種類

がけ崩れ
崩れに巻き込まれた土砂の崩落力や速度、崩落高さなどの影響によって、崩落した土砂が崩落した地点から離れた場所に落下することになります。がけ崩れは次第に発生するのではなく、一度に大規模に発生する場合があります。また、崩落した土砂は、崩落した地点から離れた場所に落下することになります。

土石流
山腹、川底の石や土砂が崩壊や崩落の影響によって一気に下流へと押し流されることになり、その流れの速さは時速によって異なります。また、流速20～40km/hという速度で一般の川に人車や物などを運搬してしまいます。

地すべり
崩壊の一部あるいは全部が、崩壊の影響を受けてゆっくりと斜面下方に移動する現象のことです。一般に、崩壊した土砂が崩壊した地点から離れた場所に落下することになります。また、崩壊した土砂は、崩壊した地点から離れた場所に落下することになります。

土砂災害警戒情報について

●土砂災害警戒情報とは
大雨による土砂災害発生が高まった時に、市が防災活動や住民等への避難指示などの災害応急対応を適切に行えるように支援すること、また住民の自主避難判断に役立つことを目的として、県と気象庁が共同して発表する情報です。

●土砂災害警戒情報の伝達
県等が発信する土砂災害警戒情報を受け、市は、気象状況、前兆現象、その他の気象の推移などを総合的に判断し、住民への避難情報等を提供します。
また、住民への情報伝達は、防災行政無線や緊急避難メール（エリアメール）等を活用し、速やかに伝達します。

危険箇所内の重要性の高い箇所について

土砂災害防止法に基づき、県が定期的に高層調査を実施し、危険箇所内の重要性の高い箇所について、「土砂災害特別警戒区域」や「土砂災害警戒区域」の指定が行われています。

土砂災害 特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害 警戒区域（イエローゾーン）

特別警戒区域は、建物等に被害が生じ、住民に著しい被害が生じるおそれがある区域
警戒区域は、土砂災害のおそれがある区域

洪水ハザード情報

水防法に基づき、洪水ハザード情報をマップに掲載しています。以下の情報を参考に、洪水時における対応についてあらかじめ確認しておきましょう。

1 説明

●八幡平市防災マップに表示している利用及び利用の用途別区域について、水防法の規定により指定された指定される最大規模の降雨による浸水想定区域及び浸水した場合は指定される浸水を表示したハザード情報です。
●この浸水想定区域などは、指定時点の気象庁の気象情報に基づき、指定した時点の状況をシミュレーションにより予測したものです。
●この防災マップをご使用の際は、土砂の崩壊、想定を超える降雨、内水による浸水等を考慮してまいり、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合があります。浸水が実際の浸水と異なる場合がありますので十分注意をお願いします。
●浸水ランクの目安
想定した大雨の規模（松川流域の2日間の総雨量412mm）
（安比川流域の2日間の総雨量317mm）

50m以上の区域	2階の階まで浸水する程度	5.0m 3.0m 0.5m
30～50mの区域	2階が浸水する程度	
0.5～30mの区域	1階が浸水する程度	
10cm未満の区域	大人の膝までつかる程度	



2 洪水情報の種類

洪水の危険性が高まった時に発表される情報

- 洪水注意報（気象庁）
洪水によって災害が発生するおそれがある場合、その旨を注意して行う。
- 洪水警報（気象庁）
洪水によって重大な災害が発生するおそれがある場合、その旨を警告して行う。
- 沿岸河川浸水予想の注意報
利根川や安比川、北上川上流については、盛岡地方気象庁の予測する降雨量をもとに、河川を管理する責任者などが河川水位の危険度を予測し、発表します。

3 過去の浸水区域

●この防災マップでは、平成25年9月の台風18号の影響による主な浸水区域を掲載しています。なお、浸水区域の一部については、平成26年以降に河川改修工事を行った区域は修正しています。

4 避難時の注意点

①安全で動きやすい服装を
ヘルメットやずきん類で頭を保護する。
積雪で滑らない、雨に濡れにくい、摩擦で滑らない靴を履く。
※長靴が水が溜まると動きにくくなるのではかない！

②足元を注意
水の深さに注意する。
※歩行可能な水深は一般的に男性70cm、女性50cm、水の流れが速い場合はさらに注意が必要！
水が溜まった場合は、マフラーや手袋、靴など分厚い靴、紐が長い靴で進行方向を確認しながら歩くようにしましょう。

③隣近所で声を掛けあって避難
・移動行動はしない
・はぐれやすいロープや紐の付いたものを掴んでおかないようにしよう。

④避難経路の安全確認
・成人や高齢者などは背負って避難する。
・子供は大人が手をついて避難させる。その際、手を離さないようにしよう。

八幡平市の消防防災

7 災害対策（防災マップ・指定避難所②）

防災安全課

八幡平市指定避難所②

地区 No	施設名	対象地区	防災マップ 番号	電話番号	災害ごとの使用可否 (○:可、×:不可、△:状況により)			
					洪水	土砂	地震	火災
44	湘野コミュニティセンター	湘野、善相	5	72-6900	○	○	○	○
45	旭コミュニティセンター	旭 1・2 区	5	72-5357	○	○	○	○
46	安代地区体育館	荒屋新町、新町中央	3	72-2111	×	○	○	○
47	新屋コミュニティセンター	新屋	3	72-2505	×	○	○	○
48	安代小学校	秋葉	3	72-3310	○	○	○	○
49	安代中学校	曲田横間、五田市 1・2・3 区	3	72-2430	○	○	○	○
50	五田市コミュニティセンター	五田市 4 区	3	72-2961	×	○	○	○
51	滝沢コミュニティセンター	滝沢第 1・第 2	3	72-2962	○	○	○	○
52	田山グラウンド	杉沢、兼木田、平長	1	73-3331	○	○	○	○
53	田山コミュニティセンター	苗石田、新岡天神、石名坂	1	73-2057	○	○	○	○
54	田山小学校	田山上、田山下、栗の山	1	73-2047	○	○	○	○
55	日遊公民館	新屋、日瀬連	1	74-2111	○	○	○	○
56	都市コミュニティセンター	都市、元組、元川	2	73-2995	○	×	○	○

八幡平市指定緊急避難場所

指定避難場所は地図内に青色文字で表示しています。 (例) ● 山本建設株式会社								
地区 No	施設名	対象地区	防災マップ 番号	電話番号	災害ごとの使用可否 (○:可、×:不可、△:状況により)			
					洪水	土砂	地震	火災
安代 1	山本建設株式会社	都市、元組、元川	2	73-2111	○	○	○	○

八幡平市福祉避難所

福祉避難所は地図内に青色文字で表示しています。 (例) ● 特別養護老人ホームむらさき苑				
No	施設名	住所	防災マップ 番号	電話番号
1	特別養護老人ホームむらさき苑	八幡平市田頭第 24 地割 36 番地	10・13	76-3100
2	西風テイクサービスセンター	八幡平市田頭第 24 地割 38 番地	10・13	76-3100
3	西風北都テイクサービスセンター	八幡平市堤切第 14 地割 19 番地 1	11	64-1110
4	特別養護老人ホーム富士見荘	八幡平市松尾第 11 地割 13 番地 1	12	78-2455
5	ケアハウスアベイル八幡平	八幡平市相合 2 丁目 9 番 3 号	12	78-2710
6	特別養護老人ホームむらさき苑	八幡平市丑山口 27 番地 5	1	73-2855
7	りふらむテイクサービスセンター	八幡平市丑山口 27 番地 1	1	73-2722
8	ふれあいセンター安代テイクサービスセンター	八幡平市大更第 18 地割 188 番地 102	3	63-1601
9	介護老人保健施設あしる苑	八幡平市川原 129 番地	13	76-5611
10	介護老人ホーム福寿苑	八幡平市平館第 13 地割 11 番地 1	10	72-2600
11	特別養護老人ホーム福寿苑	八幡平市相合 2 丁目 8 番 3 号	12	64-1120
12	介護老人保健施設希望(のぞみ)	八幡平市相合 2 丁目 8 番 3 号	12	71-1010
13	八幡平ハイテイクサービスほがほがクラブ	八幡平市松尾第 1 地割 590 番地 4	12	78-2229

※開設する避難所は、災害の種類、程度によってその都度市が指定します。
福祉避難所は、一般の避難所に避難してきた者の中に福祉避難所の対象者がおり、開設が必要と判断した場合に開設します。



12

※開設する避難所は、災害の種類、程度によってその都度市が指定します。福祉避難所は、一般の避難所に避難してきた者の中に福祉避難所の対象者がおり、開設が必要と判断した場合に開設します。